



総行選第36号
平成26年6月20日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務大臣
(公印省略)

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を
改正する法律の施行について（通知）

第186回国会において成立をみた日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成26年法律第75号をもって、本日公布、施行されました。

今回の日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「憲法改正手続法」という。）の改正は、憲法改正手続法附則第3条第1項、第11条及び第12条の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、改正法の施行後4年を経過するまでの間憲法改正案に係る国民投票の投票権年齢を満20年以上とし、改正法の施行後速やかに年齢満18年以上の者が国政選挙に参加することができること等となるよう必要な法制上の措置を講ずるものとするとともに、公務員の政治的行為の制限に関する特例を定め、あわせて裁判官等の国民投票運動を禁止するほか、憲法改正国民投票以外の国民投票制度について更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとするを目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の憲法改正手続法（以下「新法」という。）の運用に遺憾のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 国民投票の投票権年齢等の年齢条項に関する事項

1 国民投票の投票権年齢に係る経過措置規定の削除及び再規定について

憲法改正手続法に規定されていた日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）について国民の承認に係る投票（以下「国民投票」という。）の投票権を有する者の年齢（以下「国民投票の投票権年齢」という。）に係る経過措置規定を削除し、改正法の施行後4年を経過するまでの間（平成30年6月20日）にその期日がある国民投票の投票権年齢は、満20年以上とするものとされたこと（憲法改正手続法附則第3条第2項及び改正法附則第2項関係）。

これにより、改正法の施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票の投票権年齢は、満18年以上となるものであること。

2 公職選挙法、民法その他の法令に関する検討条項について

憲法改正手続法に規定されていた公職選挙法、民法その他の法令に関する検討条項を削除し、国は、この法律の施行後速やかに、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされたこと（憲法改正手続法附則第3条第1項及び改正法附則第3項関係）。

第2 公務員の政治的行為に係る法整備に関する事項

1 純粋な勧誘行為及び意見表明についての国家公務員法等の特例並びに組織的勧誘運動の企画等に関する検討条項について

(1) 公務員（日本銀行の役員（日本銀行法第26条第1項に規定する役員をいう。）を含み、新法第102条各号に掲げる者を除く。以下同じ。）は、公務員の政治的目的をもって行われる政治的行為又は積極的な政治運動若しくは政治活動その他の行為（以下「政治的行為」という。）を禁止する他の法令の規定（以下「政治的行為禁止規定」という。）にかかわらず、国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）及び憲法改正に関する意見の表明をすることができるものとされたこと。ただし、政治的行為禁止規定により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでないものとされたこと（新法第100条の2関係）。

(2) 憲法改正手続法に規定されていた公務員の政治的行為の制限に関する検討条項を削除するものとされたこと（憲法改正手続法附則第11条関係）。

(3) 国は、改正法の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、国民投票運動に関し、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされたこと（改正法附則第4項関係）。

2 特定公務員の国民投票運動の禁止

裁判官、検察官、国家公安委員会並びに都道府県公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに警察官は、在職中、国民投票運動をすることができないものとし、その違反については、6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処するものとされたこと（新法第102条及び第122条関係）。

第3 憲法改正問題についての国民投票制度に係る検討に関する事項

憲法改正手続法に規定されていた憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討条項を削除し、国は、改正法の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとされたこと（憲法改正手続法附則第12条及び改正法附則第5項関係）。

第4 施行期日に関する事項

この法律は、公布の日から施行するものとされたこと（改正法附則第1項関係）。